

実務に関する講義の実施要領改正 新旧対照条文 (改正部分は下線)

平成 28 年 11 月 15 日改正

現行規程	改正規程	備 考																												
<p style="text-align: center;">実務に関する講義の実施要領</p> <p style="text-align: right;">平成 24 年 4 月 1 日一部改正</p> <p>1. 目 的</p> <p>この実施要領は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）が、実務修習業務規程施行細則（以下、「施行細則」という。）に基づき、不動産鑑定士となる資格を有する実務修習生（以下、「修習生」という。）に対して行う、実務に関する講義（以下、「講義」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">実務に関する講義の実施要領</p> <p style="text-align: right;">平成 24 年 4 月 1 日一部改正 平成 28 年 11 月 15 日一部改正</p> <p><u>I. 目 的</u></p> <p>この実施要領は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）が、実務修習業務規程施行細則（以下、「施行細則」という。）に基づき、不動産鑑定士となる資格を有する実務修習生（以下、「修習生」という。）に対して行う、実務に関する講義（以下、「講義」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>II. 実施方法</u></p> <p><u>講義は、次に掲げる形式により実施し、科目毎の実施方法は下表に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 集合形式</u></p> <p><u>(2) インターネットを利用した通信形式（以下、「eラーニング」という。）</u></p> <table border="1" data-bbox="1329 1077 2457 1959"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>科目の具体的内容</th> <th>実施形式</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">(1)基礎的知識 鑑定評価に関する倫理及び不動産登記、税金その他関連制度並びに統計等に関する基礎的知識に関する講義</td> <td>①不動産鑑定士の倫理及び責任の範囲</td> <td>集合形式</td> <td rowspan="7">1 3</td> </tr> <tr> <td>②行政法規総論</td> <td>eラーニング</td> </tr> <tr> <td>③統計の基礎的知識（回帰分析を中心）</td> <td>集合形式</td> </tr> <tr> <td>④価格等調査ガイドライン</td> <td>eラーニング</td> </tr> <tr> <td>⑤不動産登記の概要（区分所有を含む）</td> <td>集合形式</td> </tr> <tr> <td>⑥土地建物に関する税金</td> <td>集合形式</td> </tr> <tr> <td>⑦建築形態規制と建築計画</td> <td>集合形式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2)種類別鑑定評価 鑑定評価において採用される類型ごとの鑑定評価報告書を作成するに当たって必要とされる知識及び技術に関する講義</td> <td>⑧更地の鑑定評価</td> <td>集合形式</td> <td rowspan="3">2 4</td> </tr> <tr> <td>⑨借地権と底地の鑑定評価</td> <td>集合形式</td> </tr> <tr> <td>⑩貸家及びその敷地の鑑定評価</td> <td>集合形式</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	科目の具体的内容	実施形式	単位数	(1)基礎的知識 鑑定評価に関する倫理及び不動産登記、税金その他関連制度並びに統計等に関する基礎的知識に関する講義	①不動産鑑定士の倫理及び責任の範囲	集合形式	1 3	②行政法規総論	eラーニング	③統計の基礎的知識（回帰分析を中心）	集合形式	④価格等調査ガイドライン	eラーニング	⑤不動産登記の概要（区分所有を含む）	集合形式	⑥土地建物に関する税金	集合形式	⑦建築形態規制と建築計画	集合形式	(2)種類別鑑定評価 鑑定評価において採用される類型ごとの鑑定評価報告書を作成するに当たって必要とされる知識及び技術に関する講義	⑧更地の鑑定評価	集合形式	2 4	⑨借地権と底地の鑑定評価	集合形式	⑩貸家及びその敷地の鑑定評価	集合形式	<p>第 11 回実務修習（平成 28 年 12 月 1 日より開始）から一部科目を eラーニングにより実施するため、当該実施形式を追加。</p> <p>各科目ごとの実施形式を追加。</p>
科 目	科目の具体的内容	実施形式	単位数																											
(1)基礎的知識 鑑定評価に関する倫理及び不動産登記、税金その他関連制度並びに統計等に関する基礎的知識に関する講義	①不動産鑑定士の倫理及び責任の範囲	集合形式	1 3																											
	②行政法規総論	eラーニング																												
	③統計の基礎的知識（回帰分析を中心）	集合形式																												
	④価格等調査ガイドライン	eラーニング																												
	⑤不動産登記の概要（区分所有を含む）	集合形式																												
	⑥土地建物に関する税金	集合形式																												
	⑦建築形態規制と建築計画	集合形式																												
(2)種類別鑑定評価 鑑定評価において採用される類型ごとの鑑定評価報告書を作成するに当たって必要とされる知識及び技術に関する講義	⑧更地の鑑定評価	集合形式	2 4																											
	⑨借地権と底地の鑑定評価	集合形式																												
	⑩貸家及びその敷地の鑑定評価	集合形式																												

現行規程	改正規程			備考																
<p>2. 実施時期</p> <p>講義は、前期を概ね12月から翌年1月までの期間のうちそれぞれ土曜日又は日曜日若しくは祝日を含み（以下同じ。）連続する3日間、後期を6月から7月までの期間のうち連続する3日間で実施する。ただし、特別な事情が生じた場合には、これを変更することができる。</p> <p>3. 実施場所及び実施方法</p> <p>講義は、前期後期共に、東京都内近郊にて集合形式により実施する。前期初日には開講式及び講義等に関するガイダンスを行う。また、前期初日は第2時限から講義を実施する。</p> <p>4. 履修単位の設定及び講義時間割</p> <p>講義の履修単位は、1講義60分間を1単位として設定する。</p> <p>また、講義の時間割は、原則として次のとおりとする。ただし、特別な事情が生じた場合には、これを変更することができる。</p> <p>(1) 1時限：午前 9時00分～午前10時00分</p> <p>(2) 2時限：午前10時10分～午前11時10分</p> <p>(3) 3時限：午前11時20分～午後 0時20分</p> <p>(4) 4時限：午後 1時20分～午後 2時20分</p> <p>(5) 5時限：午後 2時30分～午後 3時30分</p> <p>(6) 6時限：午後 3時40分～午後 4時40分</p> <p>(7) 7時限：午後 4時50分～午後 5時50分</p>		①区分所有建物及びその敷地の鑑定評価	集合形式																	
		②地代の鑑定評価	集合形式																	
		③家賃の鑑定評価	集合形式																	
		④宅地見込地の鑑定評価	eラーニング																	
	<p>(3)技術的知識 鑑定評価の各手法を適用する上で必要とされる専門的な知識及び技術に関する講義</p>	⑤収益還元法	集合形式	7																
	⑥原価法及び開発法	集合形式																		
<p>合計</p>	44																			
<p>Ⅲ. 集合形式による講義</p>																				
<p>1. 実施時期</p>	<p>講義は、前期を概ね12月から翌年1月までの期間のうちそれぞれ土曜日又は日曜日若しくは祝日を含み（以下同じ。）連続する3日間、後期を6月から7月までの期間のうち連続する3日間で実施する。ただし、特別な事情が生じた場合には、これを変更することができる。</p>																			
<p>2. 実施場所及び実施内容</p>	<p>講義は、前期後期共に、東京都内近郊にて集合形式により実施する。前期初日には開講式及び講義等に関するガイダンスを行う。また、前期初日は第2時限から講義を実施する。</p>																			
<p>3. 履修単位の設定及び講義時間割</p>	<p>講義の履修単位は、1講義60分間を1単位として設定する。</p> <p>また、講義の時間割は、原則として次のとおりとする。ただし、特別な事情が生じた場合には、これを変更することができる。</p>																			
<table border="1" data-bbox="1389 1495 2297 1963"> <thead> <tr> <th>時限区分</th> <th>時間割（区分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時限</td> <td>午前 9時00分～午前10時00分</td> </tr> <tr> <td>2時限</td> <td>午前10時10分～午前11時10分</td> </tr> <tr> <td>3時限</td> <td>午前11時20分～午後 0時20分</td> </tr> <tr> <td>4時限</td> <td>午後 1時20分～午後 2時20分</td> </tr> <tr> <td>5時限</td> <td>午後 2時30分～午後 3時30分</td> </tr> <tr> <td>6時限</td> <td>午後 3時40分～午後 4時40分</td> </tr> <tr> <td>7時限</td> <td>午後 4時50分～午後 5時50分</td> </tr> </tbody> </table>	時限区分	時間割（区分）	1時限	午前 9時00分～午前10時00分	2時限	午前10時10分～午前11時10分	3時限	午前11時20分～午後 0時20分	4時限	午後 1時20分～午後 2時20分	5時限	午後 2時30分～午後 3時30分	6時限	午後 3時40分～午後 4時40分	7時限	午後 4時50分～午後 5時50分				
時限区分	時間割（区分）																			
1時限	午前 9時00分～午前10時00分																			
2時限	午前10時10分～午前11時10分																			
3時限	午前11時20分～午後 0時20分																			
4時限	午後 1時20分～午後 2時20分																			
5時限	午後 2時30分～午後 3時30分																			
6時限	午後 3時40分～午後 4時40分																			
7時限	午後 4時50分～午後 5時50分																			

現行規程	改正規程	備 考
<p>5. 講義科目及び履修単位の認定</p> <p>(1) 講義は、別記のとおり、鑑定評価の実務に関する基礎的知識、種別・類型別鑑定評価及び手法適用上の技術的知識に係る各科目の合計 13 科目について行い、その履修単位数は合計 37 単位とする。このうち、9 科目、32 単位について確認テストを実施する。</p> <p>(2) 履修単位の認定は、講義出席と確認テストの採点結果を踏まえ、当該科目毎に履修単位を認定するものとし、時間毎の単位認定は行わないこととする（なお、基礎的知識に関する講義のうち、確認テストを行わない講義科目については、出席のみで認定する）。また、修習生が講義の欠席、遅刻、早退、または当初の確認テストで合格基準に達しなかった等により、レポート提出又は追試験を受ける場合においても講義科目単位にこれを実施し、履修単位の認定も行うものとする。</p> <p>(3) 1 科目でも履修単位の認定を受けられない科目がある場合には、講義の単元を修了したものとならず、翌年度以降にすべての講義科目を再履修しなければならない。</p> <p>6. 講義の構成</p> <p>講義の構成については、原則として、講師が修習生に対して、テキストに基づく講義及び演習を行った後、確認テストを実施する。ただし、基礎的知識の 1 単位指定科目についてはテキストに基づく講義のみとする。</p> <p>(1) 演習については、修習生が講師の指導を受けながら、ケーススタディ等を机上で行う。</p> <p>(2) 確認テストは、修習生の習熟度を確認するため、原則 30 分間の時間を用いて、ケーススタディ等の計算問題、当該講義内容全般に関する択一問題から出題を行い実施するものとする（講義テキスト等の持込は原則として可とする）。また、確認テストの実施形式は、採点の迅速化を図るため、原則としてマークシート方式を採用する。</p> <p>(3) 確認テストの出題は、4 肢択一問題 8 問と数字を記載する問題 2 問の組み合わせによる。</p> <p>(4) 確認テストは、修習生自らがその理解度を点検できるように、テスト終了後講義時間内に講師による解説を行う。ただし、問題用紙は回収し、問題及び解答については公表しない。</p> <p>(5) 確認テストの結果は、郵送にて本人あて通知する。</p> <p>7. 追試験（追試）の実施</p> <p>確認テストを受けられなかった者及び確認テストを受けたが合格認定基準に満たなかった者に対して、前期後期の追試を年 1 回ずつ実施するものとする。この追試において、合格認定基準に満たない者は、この講義の履修単位を付与されず、講義を修了することができない。</p> <p>(1) 追試の対象科目は、確認テストを実施する全ての科目とする。</p> <p>(2) 追試の出題形式及び実施方法は当初テストに準ずる。ただし、解説は行わず、正解を終了後公表する。</p> <p>(3) 追試を受験した科目については、追試の成績を当該科目の成績とする。</p>	<p>4. 講義科目及び履修単位の認定</p> <p>(1) 講義は、別記のとおり、鑑定評価の実務に関する基礎的知識、<u>種別別鑑定評価及び手法適用上の技術的知識に係る各科目の合計 13 科目について行い、その履修単位数は合計 37 単位とする。このうち、「不動産鑑定士の倫理及び責任の範囲」、「統計の基礎的知識(回帰分析を中心)」、「不動産登記の概要(区分所有を含む)」及び「土地建物に関する税金」を除く 9 科目、32 単位について、後記 5. (2)に規定する確認テストを実施する。</u></p> <p>(2) 履修単位の認定は、講義出席と確認テストの採点結果を踏まえ、当該科目毎に履修単位を認定するものとし、時間毎の単位認定は行わないものとする（なお、基礎的知識に関する講義のうち、確認テストを行わない講義科目については、出席のみで認定する）。また、修習生が講義の欠席、遅刻、早退、又は当初の確認テストで合格<u>認定</u>基準に達しなかった等により、レポート提出又は追試験を受ける場合においても講義科目単位にこれを実施し、履修単位の認定も行うものとする。</p> <p>(3) 1 科目でも履修単位の認定を受けられない科目がある場合には、講義の単元を修了したものとならず、翌年度以降にすべての講義科目 <u>(e ラーニングによる講義科目を含む。)</u> を再履修しなければならない。</p> <p>5. 講義の構成</p> <p>講義は、原則として、講師が修習生に対して行う<u>テキストに基づく</u>講義・演習及び確認テストにより構成する。ただし、<u>確認テストを行わない講義科目</u>についてはテキストに基づく講義のみとする。</p> <p>(1) <u>講義は、講師が修習生に対して、不動産の鑑定評価の実務に関する実務について、その各段階における基礎となる知識を修得させることを目的として、テキストに基づいて行う。</u></p> <p>(2) <u>演習については、</u>修習生が講師の指導を受けながら、ケーススタディ等を机上で行う。</p> <p>(3) 確認テストは、修習生の理解度を確認するため、原則 30 分間の時間を用いて、ケーススタディ等の計算問題、当該講義内容全般に関する択一問題から出題を行い実施する<u>ものとする</u>（講義テキスト等の持込は原則として可とする）。また、確認テストの実施形式は、原則としてマークシート方式を採用する。</p> <p>(4) 確認テストの出題は、4 肢択一問題 8 問と<u>計算問題</u> 2 問の組み合わせによる。</p> <p>(5) 確認テストは、修習生自らがその理解度を点検できるように、テスト終了後講義時間内に講師による解説を行う。ただし、問題用紙は回収し、<u>問題及び解答</u>については公表しない。</p> <p>(6) 確認テストの結果は、<u>前期後期ごとに、</u>郵送にて本人あて通知する。</p> <p>6. 追試験（追試）の実施</p> <p>確認テストを受けられなかった者及び確認テストを受けたが合格認定基準に<u>達しなかった</u>者に対して、前期後期の追試を年 1 回ずつ実施する<u>ものとする</u>。この追試において、合格認定基準に満たない者は、この講義の履修単位を付与されず、講義を修了することができない。</p> <p>(1) 追試の対象科目は、確認テストを実施する全ての科目とする。</p> <p>(2) 追試の出題形式及び実施方法は当初テストに準ずる。ただし、<u>解説は行わない</u>。</p> <p>(3) 追試を受験した科目については、追試の成績を当該科目の成績とする。</p>	<p>文言の訂正。</p> <p>確認テストを実施しない科目を明記。</p> <p>講義の定義を追加。</p> <p>文言の訂正。</p>

現行規程	改正規程	備 考
<p>(4) 前期講義科目の追試は、後期講義の前後の日または後期講義期間中の講義終了後の時間に実施する。後期講義科目の追試は、原則として東京における基本演習（第二段階）の行われる日の前後の日の1日に全科目を実施する。</p> <p>(5) 追試の結果は、前期、後期それぞれの分を本人あて通知する。</p> <p>8. レポートの提出</p> <p>講義の受講にあたり、止むを得ない事由により欠席した場合には、確認テストを行う講義を含め、当該講義科目に係るレポートを提出し、審査を受けなければならない。また、当該レポートの内容に不備があるとき、または著しく不相当であると認められるとき（演習課題が不正解の場合を含む。）には、理由を付して期限を定めて再提出を求め、再審査を行うものとする。再審査においてもその内容が著しく不相当であると認められる場合及びレポートの提出を行わない場合は、当該講義科目の履修単位を付与されない。</p> <p>(1) 講義を欠席するとは、講義科目の1単位毎に、講義中20分以上離席することをいう。</p> <p>(2) レポートには、次の事項を記載する。</p> <p>① 講義科目、氏名、修習生番号、欠席理由、提出日</p> <p>② 講義テキストの概要のまとめ及び内容についての自己の意見</p> <p>③ 演習を行う講義科目については、ケーススタディ等の回答</p> <p>(3) A4様式に横書きにて、原則として1600字以上6400字以内にて取り纏める。なお、演習課題については、別途用紙に記載する。</p> <p>(4) レポートは、講義を欠席等した日から7日以内に本会の指定先に提出する。</p> <p>(5) レポートの審査は、各講義担当講師及び実務修習審査会委員が行う。再提出の判断は各講義担当講師が行い、単位又は講義出席認定の判断は、各講義科目の講師の意見を徴したうえで、実務修習審査会において行う。</p> <p>9. 公正かつ適正な審査</p> <p>確認テスト及び講義欠席その他講義の履修単位の認定に係る公正さ適正さを確保するため、当該審査については、各講義科目の講師の意見を徴したうえで、実務修習審査会において行うものとする。</p> <p>各修習生の講義に係る単位の認定は、各講義科目の単位認定結果をふまえ、実務修習審査会において行う。</p> <p>(1) 審査（合格認定）基準</p> <p>① 講義出席： 講義科目1単位毎に40分以上の在席。なお、遅刻等に該当する場合は、下記(2)の取扱いとする。</p> <p>② レポートの提出： テキストを通読し、一定の理解があると判断できる内容かどうかを確認する。演習問題については、必要に応じ担当講師の指示を受けたうえで正解を回答。</p>	<p>(4) 前期講義科目の追試は、後期講義の前後の日又は後期講義期間中の講義終了後の時間に実施する。後期講義科目の追試は、原則として東京における基本演習（第二段階）の行われる日の前後の日の1日に全科目を実施する。</p> <p>(5) 追試の結果は、<u>前期後期ごとに、郵送にて</u>本人あて通知する。</p> <p>7. レポートの提出</p> <p><u>修習生は</u>、講義の受講にあたり、止むを得ない事由により欠席した場合は、確認テストを行う講義を含め、当該講義科目に係るレポートを提出し、審査を受けなければならない。また、<u>本会は</u>、当該レポートの内容に不備があるとき、又は著しく不相当であると認められるとき（演習問題が不正解の場合を含む。）は、<u>当該修習生に対して</u>、理由を付し期限を定めて再提出を求め、再審査を行うものとする。再審査においてもその内容が著しく不相当であると認められる場合及びレポートの提出を行わない場合は、当該講義科目の履修単位を付与<u>しない</u>。</p> <p>(1) 講義の欠席とは、講義科目の1単位毎に、20分以上離席した事態が生じたことをいう。</p> <p>(2) レポートには、次の事項を記載する。</p> <p>① 講義科目、氏名、修習生番号、欠席理由、提出日</p> <p>② 講義テキストの概要のまとめ及び内容についての自己の意見</p> <p>③ 演習を行う講義科目については、ケーススタディ等の<u>解答</u></p> <p>(3) <u>修習生は</u>、A4様式に横書きにて、原則として1600字以上6400字以内にて取りまとめる。なお、演習問題については、別途用紙に記載する。</p> <p>(4) <u>修習生は</u>、<u>当該レポートを</u>、講義を欠席等した日から7日以内に本会の指定先に提出する。</p> <p>(5) レポートの審査は、各講義担当講師及び実務修習審査会委員が行う。再提出の判断は各講義担当講師が行い、単位又は講義出席認定の判断は、各講義科目の講師の意見を徴したうえで、実務修習審査会（以下、「<u>審査会</u>」という。）において行う。</p> <p>8. 公正かつ適正な審査</p> <p>確認テスト及び講義欠席その他講義の履修単位の認定に係る<u>公正及び適正の確保を目的とした</u>審査については、各講義科目の講師の意見を徴したうえで、<u>実務修習審査会</u>において行うものとする。</p> <p><u>（ 削 除 ）</u></p> <p>(1) 審査（合格認定）基準</p> <p>① 講義出席： 講義科目1単位毎に40分以上の在席。なお、遅刻等に該当する場合は、下記(2)の取扱いとする。</p> <p>② レポートの提出： テキストを通読し、一定の理解があると判断できる内容かどうかを確認する。演習問題については、必要に応じ担当講師の指示を受けたうえで正解を解答。</p>	<p>文言の訂正。</p> <p>文言の統一。</p> <p>文言の訂正。</p> <p>集合形式による講義及びeラーニングによる講義の双方に関わる規定のため、「V. 講義の修了」に統一するため、削除。</p>

現行規程	改正規程	備 考
<p>③ 確認テスト：</p> <p>i 確認テストの内容及び合格認定基準は、各講義科目の講師と協議のうえ実務修習審査会が決定する。</p> <p>ii 確認テストの配点等については、各科目それぞれ 10 問を出題、各 10 点の配点で 100 点を満点とする。ただし、前期、後期の全科目において、各科目の数字で解答する問題 2 問の両問が不正解の場合は、当該科目の得点から 20 点減点する。なお、遅刻等があった場合には、(2)④により、更に減点する。</p> <p>iii 確認テストにおいて、原則として 60 点以上取得した場合は、当該科目を修了したものの取扱いとする。</p> <p>iv 追試は、当初テストとほぼ同様の内容の出題とし、ii 及び iii の取扱いについては、追試においても同様の取扱いとする。</p> <p>(2) 欠席、遅刻等の取扱い</p> <p>① 講義の欠席は、止むを得ない事由による場合に限り、前後期を通じて 14 単位まで認める。この場合は、別途定める、当該事実を証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>② 講義科目の 1 単位毎に、講義中 5 分以上 20 分未満で離席した場合は、遅刻等とする。</p> <p>③ 遅刻等が止むを得ない事由による場合には、欠席の場合と同様の証明書を提出しなければならない。</p> <p>④ 止むを得ない事由によらない遅刻等の回数が前期後期それぞれにおいて 2 回以上の場合には、当該講義期間における確認テスト全科目（追試を含む）を各 10 点減点する。</p> <p>⑤ 遅刻等の回数が前後期通じて 4 回以上の場合には、その回数及び事情等を勘案のうえ、講義の単元修了を認めないことができる。</p> <p>(3) 受講態度</p> <p>修習生が以下のような他の修習生に迷惑をかける行為または不真面目と認められる行為を行った場合において、講師または事務局の指示に従わない場合には、講師は、当該修習生に対し退出を命じることができる。この場合は、止むを得ない事由のない欠席または遅刻等として取り扱う。</p> <p>(行為例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒、食事、喫煙、化粧等 ・ 携帯電話等による通話及びメール作成等 ・ 当該講義と関係のない図書、資料等の閲覧、パソコンの使用等 ・ 私語、私的業務の遂行、会場内での私的営業等 	<p>③ 確認テスト：</p> <p>i 確認テストの内容及び合格認定基準は、各講義科目の講師と協議のうえ実務修習審査会が決定する。</p> <p>ii 確認テストの配点等については、各科目それぞれ 10 問を出題、各 10 点の配点で 100 点を満点とする。ただし、前期、後期の全科目において、各科目の<u>計算</u>問題 2 問の両問が不正解の場合は、当該科目の得点から 20 点減点する。なお、遅刻等があった場合は、(2)④により、更に減点する。</p> <p>iii 確認テストにおいて、原則として 60 点以上取得した場合は、当該科目を修了したものの取扱いとする。</p> <p>iv 追試は、当初テストとほぼ同様の内容の出題とし、ii 及び iii の取扱いについては、追試においても同様の取扱いとする。</p> <p>(2) 欠席、遅刻等の取扱い</p> <p>① 講義の欠席<u>について、本会は、</u>止むを得ない事由による場合に限り、前後期を通じて 14 単位まで認める。この場合、<u>修習生は、</u>別途定める、当該事実を証明する書類を提出しなければならない。</p> <p>② 講義科目の 1 単位毎に、講義中 5 分以上 20 分未満で離席した場合は、遅刻等とする。</p> <p>③ 遅刻等が止むを得ない事由による場合は、欠席の場合と同様の証明書を提出しなければならない。</p> <p>④ 止むを得ない事由によらない遅刻等の回数が前期後期それぞれにおいて 2 回以上の場合には、当該講義期間における確認テスト全科目（追試を含む）を各 10 点減点する。</p> <p>⑤ 遅刻等の回数が前後期通じて 4 回以上の場合には、その回数及び事情等を勘案のうえ、講義の単元修了を認めないことができる。</p> <p>(3) 受講態度</p> <p>修習生が以下のような他の修習生に迷惑をかける行為又は不真面目と認められる行為を行った場合において、講師又は事務局の指示に従わないときは、講師は、当該修習生に対し退出を命じることができる。この場合は、止むを得ない事由のない欠席又は遅刻等として取り扱う。</p> <p>(行為例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒、食事、喫煙、化粧等 ・ 携帯電話等による通話及びメール作成等 ・ 当該講義と関係のない図書、資料等の閲覧、パソコンの使用等 ・ 私語、私的業務の遂行、会場内での私的営業等 <p><u>IV. e ラーニングによる講義</u></p> <p><u>1. 実施時期</u> 講義は、当該実務修習期間において実施する。</p> <p><u>2. 実施場所及び実施内容</u> 講義は、<u>受講可能なインターネット通信環境がある任意の場所で実施する。</u></p>	<p>文言の統一。</p> <p>e ラーニングによる講義に係る実施要領を追加。</p>

現行規程	改正規程	備考
	<p><u>3. 履修単位の設定</u> 講義の履修時間は、1 講義 60 分間を 1 単位として設定する。</p> <p><u>4. 講義科目及び履修単位の認定</u></p> <p>(1) 講義は、前記Ⅱ. に掲げる表のとおり、鑑定評価の実務に関する基礎的知識及び種類別鑑定評価に係る各科目の合計 3 科目について行い、その履修単位数は合計 7 単位とし、すべての科目において確認テストを実施する。</p> <p>(2) 履修単位の認定は、講義視聴と確認テストの採点結果を踏まえ、当該科目毎に履修単位を認定するものとし、時間毎の単位認定は行わない。</p> <p>(3) 1 科目でも履修単位の認定を受けられない科目がある場合には、講義の単元を修了したものとせず、翌年度以降にすべての講義科目（集合形式による講義科目を含む。）を再履修しなければならない。</p> <p><u>5. 講義の構成</u> 講義は、原則として、講師が修習生に対して行う講義・演習[※]及び確認テストにより構成する。</p> <p>※ 価格等調査ガイドラインを除く。</p> <p>(1) 講義は、講師が修習生に対して、不動産の鑑定評価の実務に関する実務について、その各段階における基礎となる知識を修得させることを目的として、テキストに基づいて行う。</p> <p>(2) 演習は、e ラーニングサイト上において、修習生が講師の指導を視聴しながら、ケーススタディ等を行う。</p> <p>(3) 確認テストは、修習生の理解度を確認するため、各科目視聴終了後、e ラーニングサイト上において、ケーススタディ等の計算問題、当該講義内容全般に関する択一問題から出題を行い実施する。</p> <p>(4) 確認テストの出題は、原則として、択一問題 8 問と計算問題 2 問の組み合わせによる。</p> <p>(5) 確認テストは、修習生自らがその理解度を点検できるように、テスト終了後、e ラーニングサイト上に各問毎の正誤を表示する。</p> <p>(6) 修習生は、確認テストの合格認定基準に達するまで繰り返しテストを受験できる（実施回数に上限を設定しない）。</p> <p>(7) 確認テストの結果は、科目毎に e ラーニングサイト上で表示する。</p> <p><u>6. 公正かつ適正な審査</u> 確認テストその他講義の履修単位の認定に係る公正及び適正の確保を目的とした審査については、以下の合格認定基準に基づき、審査会において行う。</p> <p>○ 合格認定基準</p> <p>① 講義視聴： 講義科目 1 単位毎に全時間数の視聴。</p> <p>② 確認テスト： i 確認テストの内容は、各講義科目の講師と協議のうえ審査会が決定する。</p>	

現行規程	改正規程	備 考
<p>10. 講義の修了</p> <p>講義終了後、本会は修習生に対して、上記審査結果に基づき、講義に係る履修単位の認定結果を通知する。</p>	<p><u>ii 各科目それぞれ 10 問を出題、各 10 点の配点で 100 点を満点とし、100 点を取得した場合に、当該科目を修了したものとの取扱いとする。</u></p> <p><u>V. 講義の修了</u></p> <p><u>各修習生の講義に係る単位の認定は、各講義科目の単位認定結果を踏まえ、審査会において行う。</u></p> <p>講義終了後、本会は修習生に対して、上記審査結果に基づき、講義に係る履修単位の認定結果を通知する。</p>	<p>現行 9 . 前文後段の規定を移動。</p>